

# 公益社団法人くまもと被害者支援センター役員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人くまもと被害者支援センター（以下「センター」という。）定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち専務理事で、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員には報酬等は支給しない。ただし常勤役員には、職務執行の対価として定例役員報酬を支給するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、常勤役員がセンターの常勤職員として給与の支給を受けている者であるときは、定例役員報酬は支給しないものとする。
- 3 監事の職にある者が、センター定款第26条及び前第1項の規定に関わらず、センターの事業及び決算に対する監査の実施（以下「監査執行という。」）を行ったときは、日額の報酬（以下「報酬日額」という。）を支給するものとする。

## (報酬等の額の決定)

第4条 センターの役員の定例報酬月額は、別表1「常勤役員の定例報酬月額」のとおりとする。

- 2 監事の監査執行に対する報酬日額は、別表2「監事の監査の報酬日額」のとおりとする。

## (定例役員報酬の支給)

第5条 定例役員報酬の支給日、支給方法並びに定例役員報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とするセンター給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 センターは、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員の旅費については、別に定める職員を対象とするセンター旅費規程に準ずる。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行し、令和5年度決算に係る監事の職務執行から適用する。

別表1

常勤役員の定例報酬月額

役 職	報 酬 月 額
専務理事	133,000円

別表2

監事の監査の報酬日額

役 職	報 酉 日 額
監 事	35,000円以内